平成22年度の労務に関する法改正について②

平成22年度の労働関係諸法令に関する主な変更点を

(1)建設労働者緊急雇用確保助成金

設されました。 そのため、雇用維持と再就職促進のためにこの助成金が創 生など雇用に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。 見込まれ、建設業者の倒産、それに伴う多くの離職者の発 建設投資が低迷する中、公共事業も減少していくことが

この助成金は次の2種類から構成されています。

- ·建設業新分野教育訓練助成金
- ·建設業離職者雇用開発助成金

①建設業新分野教育訓練助成金

を実施した場合、必要な教育訓練にかかった経費と賃金の 部を助成します。 ・建設労働者を新たな事業に従事させるため教育訓練

助成金額 主な受給要件 |③対象者は1年以上継続雇用されている建設労働者| |要な教育訓練(offJTに限る)の実施計画を作成 |②雇っている建設労働者を新分野に従事するために必 |②訓練を受けさせた労働者1人につき日額7000円 |あり、教育訓練終了後も継続して雇用されること ①建設業以外の事業(=新分野)を新たに開始すること ①訓練にかかった経費の2/3(1日当たり20万円 て、計画に従って有給の教育訓練を実施すること 60日分を限度)

①と②の合計額

(=上限額。60日分を限度)

②建設業離職者雇用開発助成金

る場合、賃金の一部を助成します。 歳の建設業離職者を雇用保険の被保険者として雇い入れ ・建設業以外の事業主がハローワークの紹介で45~60

①次のいずれかに該当する45歳以上60歳未満の建 として雇い入れる 設業離職者を、ハローワークの紹介により被保険者

i.建設業を行う事業所で建設業務に従事していた

|:コ.建設業を行っていた個人事業主

②資本金等、離職者を雇用していた事業主と密接 な関係にある事業主ではないこと

*中小企業:90万円/1人につき

(半年ごと45万円×2回)

助成金額 |*大企業…・・50万円/1人につき

(半年ごと25万円×2回)

(2)新卒者体験雇用助成金

肢を広げるため、31日間体験的に雇用する場合、賃金の ・就職先が未決定の新規学卒者を対象に、就職先の選択 部を助成します。

体験雇用の対象者 助成額 |②職安に求職登録を行い、就職先が未決定の者 として雇い入れられた者 ③H23.3.末までに体験雇用を開始した者 開始日現在の満年齢が40歳未満の者 ④1週間30時間以上働く雇用保険の被保険者 ①H21.10~22.9までに卒業した者で、雇入れ ⑤体験雇用の開始日は卒業日の翌日以降であること 対象者1人当たり8万円 ハローワークに『体験雇用』求人登録が必要

)中小企業緊急雇用安定助成金の不正受給対策

れました。 ぐためとして、対策を強化すると厚生労働省より発表さ 急雇用安定助成金(雇用調整助成金)の不正受給拡大を防 一昨年から支給要件も毎々緩和されてきた中小企業竪

行額(数千億円)からするとほんの一握りで、潜在的にはか 業や教育訓練を実施したと虚偽の申請を行ったことなど なりの不正受給(偽装休業)があるものと思われます。 されています。(1社平均で372万円)この数字は、予算執 により52事業所、約1億9,350万円が不正として処分 平成21年4月~平成22年1月までの間に、架空の休

対策の一部を紹介しますと・・・

*教育訓練の計画届・変更届の内容見直し *教育訓練実施に関する確認方法の見直し する場合も変更届の提出を求めるものとしています。 今後は教育訓練に関する計画届に限って、実施日が減少 計画届について、労働者別に予定日を記載する形式とし、

の受講料の領収書等)の提出を求めるものとしています。 実施した個々の労働者ごとに受講を証明する書類(事業 所内訓練の場合の受講者アンケート、事業所外訓練の場合 教育訓練を実施したことの証明だけでなく、教育訓練を

ものと思われます。 が減少してきたところで、本格的に実地調査を進めていく リングを行うこととするとしていますので、助成金申請数 休業等を実施した労働者の一部に対して、電話によるヒア 実地調査については、4月以降、積極的に行うとともに、

社会保険労務士 赤井孝文 赤井労務マネジメント事務所 http://www.6064.jp